平成２４年（フ）第２０３号
茨城県ひたちなか市部田野735番地２県営西十三奉行アパート16棟301
債務者　古川　佳代
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２１２号
茨城県ひたちなか市外野２丁目16番５号コーポあざみＢ棟101号
債務者　橋本　理恵
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２１３号
茨城県水戸市谷田町830番地の４
債務者　石崎　美保
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２３０号
茨城県桜川市木植239番地
債務者　佐谷　雅男
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１２４号
茨城県稲敷郡美浦村大字大塚768番地４
債務者　成塚　明子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第８９号
茨城県坂東市岩井3530番地１藤田住宅Ｇ棟204号
債務者　小林　秀喜
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１００号
茨城県筑西市久地楽191番地１
債務者　山本　伸吾
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１１５号
茨城県坂東市菅谷1320番地４
債務者　野口　和幸
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１２０号
茨城県古河市長谷町36番16号　ペアシティ古河Ⅲ101、前住所神奈川県川崎市多摩区栗谷３丁目６番14―502号　ヒルズ生田
債務者　五十嵐　努
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１００号
大津市瀬田５丁目８番25―302号
債務者　原田　敏秋
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１８号
大津市唐橋町５番７号
債務者　松村　憲一
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８３号
滋賀県野洲市行畑１丁目７番28―Ａ102号稲畑ハイツ、前住所滋賀県近江八幡市武佐町208番地20
債務者　川嶋美智代（旧姓坂井）
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８８号
滋賀県草津市山寺町476番地　プライムコート草津103号
債務者　髙井　美次
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９１号
滋賀県守山市古高町62―１　ベルパーク古高106号
債務者　西居　康代
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９４号
滋賀県草津市木川町1212番地　県営陽の丘団地Ａ棟106号
債務者　石崎　　譲
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９６号
大津市真野２丁目19番６号、前住所滋賀県草津市青地町747番地１　サンライズ青地Ｂ―103号
債務者　川端　康載
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０３号
大津市美空町１番13―204号
債務者　日髙　　力
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
大津地方裁判所民事部